

令和元年10月31日

法教育推進協議会教材作成部会委員 加納 隆徳  
(秋田大学教育文化学部講師)  
法教育授業実施者 鈴木 航生  
(私立聖霊女子短大付属高等学校教諭)

法教育授業実践報告  
(高校生向け法教育教材 - 私法と契約 - 指導案「契約とは何か」)

- 1 実施日時  
令和元年7月17日(水)午後2時～午後2時50分(第5時限)
- 2 実施校等
  - (1) 実施校  
私立聖霊女子短大付属高等学校(秋田県)
  - (2) 学年  
第3学年
  - (3) 教科等  
学校設定科目「公民探究」
  - (4) 指導者  
同校教諭 鈴木 航生
- 3 単元等
  - (1) 単元(学習指導要領における位置付け)  
基本的人権の保障(高等学校学習指導要領「現代社会」の大項目「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」の中項目「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」)
  - (2) 目標  
現実の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続に則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解させる。
  - (3) 指導計画  
1時間の授業を実施。(特別に実施したもの)
- 4 本時
  - (1) 目標  
桃太郎を素材にした教材を通して、契約の基本的な原則である「契約自由の原則」とその修正についての考え方を追究して、話し合い活動を通じて理解すること

ができる。(知識・技能)

(2) 展開(下線部分は、教材の指導案に追加した部分)

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (7分)	<p>身近な契約例を考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「契約をしたことがあるか」と発問する(挙手など)。</li> <li>・「<u>契約だと思えるのか?</u>」と発問する。</li> </ul> <p><u>身近な契約例を紹介する。</u></p> <p><u>「私法と契約」が堅苦しいものではなく身近なものであることを紹介する。</u></p>	<p>以下の契約例を紹介し、契約が身近なものであることを生徒から引き出させ、理解させる。</p> <p>[契約の例] <u>下線部は実際に生徒が出した例</u></p> <p>店で商品を買う(売買契約) 友達から旅行のお土産をもらう(贈与契約) スキー場でスキーウェアやスキー板を借りる(賃貸借契約) アルバイトをする(雇用契約) <u>学校に入るときの契約する(在学契約)</u> <u>銀行の口座を作るときの契約をする</u></p>
	<p><u>プリント【別紙1】(教材P44～46)をもとに契約自由の原則(私的自治の原則)を説明する。</u></p>	<p>以下を参照して説明する。</p> <p>私法と契約の概要「2(2)契約自由の原則(私的自治の原則)」 <u>プリントを参照して、「個人」で自由に契約を結べることを理解させる。</u> <u>また、契約をする際には、義務も発生することを紹介する。</u> <u>契約の例を紹介する。</u></p> <p>[例] <u>両当事者の契約自由の原則を把握させる。</u></p>
展開 (9分)	<p>課題把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ワークシート1」【別紙2】(教材P56～P57を基に作成したもの)を配布し、課題を把握させる。</li> <li>・「桃太郎」の中の契約を探ろうと疑問を持たせる。</li> </ul>	<p>課題を把握する時点で、生徒へ理解を促すためにクラス全体で共有するようにしたい。( <u>プリントの内容を教員が読み聞かせるなどの工夫が必要になる</u> )</p>
	<p>問1 契約書を作ってみよう。</p> <p>グループワーク(桃太郎役とサル役の2名以上)</p>	<p>生徒には、「可能な限り将来もめ事が発生しないような契約書を</p>

	・桃太郎とサルとの間の契約書を作成させる。	作成すること」と指示し、合意事項3～5欄に、必要と考える事項を隣の人と一緒に検討をさせる。 <u>教員からは「具体的に想像しながら、契約書を作ってみよう。」と声かけをする。</u>
展開 (27分)	<p>問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。(ここからは4～5名によるグループによる話し合いで進行)</p> <p>(1) サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。</p> <p>(2) サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。</p> <p>(1) 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。</p> <p>(2) キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。</p> <p>サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。 <u>これを検討させながら、「契約書」を作成する。</u></p>	
	<p>グループワーク(4～5名程度のグループワーク)</p> <p>・契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定し、～の事例について、それぞれ理由も含め検討させる。(作業として、<u>とは時間をおいて別々に時間をとって話し合いを行う。</u>)</p>	<p>(注意点として説明)</p> <p><u>「募集要項は一緒なのに」、サルはキジと違う数の報酬としてのきび団子であることを理由に、仕事を辞めることができるのか?</u></p> <p><u>誤った契約内容については、契約を破棄出来ることを伝える。</u></p>
まとめ (7分)	契約自由の原則について復習させる。	<p>「導入」で説明した「契約自由の原則」(当事者は、契約の内容等を自由に決められる)を振り返らせる。</p> <p>・<u>実質的な平等をはかるために、契約自由に関わる「修正」を勉強する。(例：クーリングオフ制度、消費者契約法、労働基準法、最低賃金法)</u></p> <p><u>「もし、不慮の事故にあったときはどうするのか?と書いている生徒が多かったけど、こういう場合はどうするの?」など</u></p>

		具体的に契約書の講評を考慮 てみてください。
--	--	---------------------------

### (3) 実践報告（成果と課題など）

今回、実践を行った学校は秋田県内の私立女子高等学校である。同校は主権者教育を行うなどの取り組みをしており、通常授業においても「話し合い」活動を積極的に取り入れている。そのため、今回の法教育授業においてもスムーズに話し合い活動を行うことができた。

以下に、本実践における成果と課題を述べる。

本実践において成果として2点示すことが出来る。

まず、第1点目は「契約自由の原則」について話し合い活動を通じて主体的に学ぶことができた点である。生徒たちがよく知っている「桃太郎」の話題から、桃太郎とサルやキジとの間でどのような契約（雇用契約）が成立できるかを積極的な話し合い活動を通して、契約の意義や課題について学ぶことが出来た。特に、展開の部分において、生徒の中で意見が分かれる部分（～）について、教員側から「なぜそのように考えたの？」という追加質問から議論の深まりを見せることができた。その他にも、「鬼退治」の正当性の件では、その内容が認められるか否かについて生徒と教員との間で議論が交わされ、契約自由とその制約法理に関わる基本的な問題点を議論出来ていた点はこれまでに無い授業であったと言える。

第2点目として、雇用契約を学ぶことを通じて、「労働法」の基本原則を生徒自身で導き出すことができた点である。これまでの労働法学習といえば、教科書で労働法の名前（労働三法や最低賃金法）を覚えたり、労働法で定められている内容について学んだりすることが多かった。しかし、本教材においては、桃太郎の話を通じて「雇用契約」の意味を生徒自らが導き出すことが出来た。一例として、「サルが応募してしまった「雇用契約」が存在するのだから、従業員は雇用契約を守るのが当然」という生徒の意見があったときに、教員が「従業員」の間に差をつけた待遇があることについて指摘し、生徒たちがその事について考え直す姿がみられた。このことは、具体的な話題から雇用契約の意味を考える上でも有用であるように感じられた。

課題点についても2点挙げることができる。

第1点目は問題設定の理解について、丁寧に行わないと話し合いが成立しない点である。今回の場合は教員側の工夫を下記の通り行った。

問題設定を教員側が読み上げる。

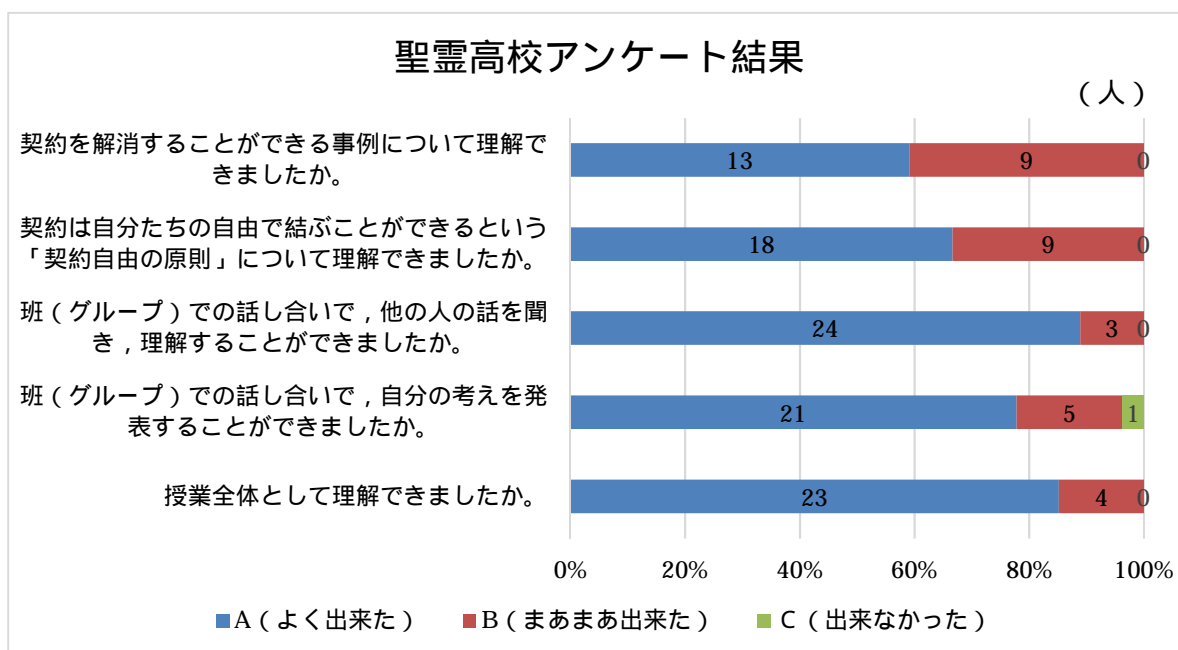
生徒がつかずきそうな点については適宜フォローを入れる。

については、本教材のレベルから読み上げる必要も無い場合も想定されるであろうが、今回は設定について教員が読み上げる形式で授業を行った。については、「雇用契約」について、どういう状況で契約を結んだのかという点が生徒側の想像に任されている部分が多いため、教員側が適宜、ねらいに即した形でのフォローをグループ活動内で行った。これらの工夫を丁寧に行った場合には、比

較的スムーズに授業は進行すると考えられる。また、本実践においては法務省教材をそのまま利用するのではなく、教員側が生徒の実態に応じた自作プリントにて授業を行った点も成功に繋がった点である。

第2点目は、「グループ活動」の焦点化を如何にするかという点である。これについては、「契約自由」の原則とその修正を学ぶための教材であり、生徒自身が雇用契約のイメージを持てるかどうか重要になってくる。実践校を含めて、アルバイト経験のない生徒が多い学校も多い。そのため、雇用契約のイメージを持ってない生徒も多いと思われる。本実践においては、契約を縁遠いものと感じさせないための工夫として、生徒から出てきた「在学契約」や「銀行の取引契約」などを取り上げたり、実際の生活に出てくる「商品の値引き」の場面を紹介し、契約内容を変更させる場面を想像させたりするなどの工夫を行った。

授業後に行ったアンケート結果を下記に示す。アンケート結果からも概ね生徒からは授業のねらいにあるグループ活動における話し合いが出来たことを示しており、授業内容に関わる内容も概ね理解出来ていることが示されている。生徒の自由感想においては、自分が「契約」だと思っていないものが多くあったことを知ることが出来たというものや、「契約」についてもっと学習をしていきたいというものなども多数記されており、授業において「関心・意欲」を高めることができたと考えられる。



今回の実践においても、一部の生徒からは話し合い時間をもう少し余裕をもって参加したかったという意見もみられ、学校に合わせた形で授業構成を考える必要があると考えられる。

成果と課題を述べたが、今回の実践では、非常に有効な学びができたと考えられる。

#### (4) 参考資料 (使用教材・資料、授業の様子・板書など)

##### ア 配布資料

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

なお、別紙 2 の 2 ページ以降は、教材（P 5 7）を基に作成した（作業スペースを大きめに作り替えたバージョン）。

イ 板書はなし。

5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領 公共 公民科「公共」

2 内容 B 自立した主体としてのよりよい社会の形成に参画する私たち  
自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

# 概要

## 1 契約は生活を豊かにするものであること

私たちの生活は、契約に囲まれているといっても過言ではありません。

例えば、コンビニでお弁当を買う（売買契約）、電車に乗る（旅客運送契約）、スキー場でスキーウェアやスキー板を借りる（賃貸借契約）、友達からお土産をもらう（贈与契約）、これらは全て契約です。私たちには、契約を一度もしないまま一日を過ごす日はないかもしれません。

旅行に行ったり、コンサートに行ったりといった趣味を楽しむ際にも、契約が必要ですし、将来的には、資金の融資を銀行から受けて会社を立ち上げるなどといった形で契約と関わる生徒もいるかもしれません。

このように契約は、人が生きていく上で避けては通れないものです。そして、人々の生活や社会を豊かにするためにあるものであると言えます。

## 2 契約の基本的な考え方

### （1）契約とは

契約とは、当事者双方の意思表示（考えを表すこと）が合致することで成立する約束のことです。

例えば、「この本を1,000円で売る」、「この本を1,000円で買う」という売手と買手の意思表示が合致することで売買契約が成立します。

売買契約のほか、贈与契約、賃貸借契約、雇用契約など様々な形の契約があります。これらはいずれも、意思表示が合致したといえれば、契約書を作成しなくても契約が成立します。それがたとえ口約束であっても、当事者間の意思表示が合致した以上、契約は成立するのです。

他方、例えば、自分の名前が書かれた、身に覚えのない契約書が存在していたとしても、当事者双方の意思表示の合致がなければ、契約が成立したとは言えません。

### （2）契約自由の原則（私的自治の原則）

契約の基本的な考え方として、契約自由の原則（私的自治の原則）があります。

契約自由の原則は、個人と個人の間で結ばれる契約については、国家が干渉せず、それぞれの個人の意思を尊重するという原則のことを言います。私的自治の原則も、ほぼ同じことを意味しています。

この契約自由の原則（私的自治の原則）は、個人の自由を尊重し、国家はできるだけ私人同士の関係に干渉すべきではないという近代法の考え方に基づいています。

具体的には、

- 契約を結ぶかどうかをそれぞれの個人が自由に決めることができる
- 契約を結ぶとしても、誰と結ぶか、どのような内容の契約を結ぶかをそれぞれの個人が自由に決めることができる



というものです。

契約の成立には両当事者の合意が必要ですので、片方の当事者だけが契約の成立を望んでいたとしても、もう片方の当事者がそれを拒めば、契約は成立しません。

そして、両当事者が自分の意思で合意して契約が成立した以上は、契約の効力として、両当事者にそれぞれ権利と義務が発生し、義務を履行する責任が生じます。

例えば、商品の売買契約であれば、売主には代金を請求する権利と商品を引き渡す義務が生じる一方で、買主には商品の引渡しを求める権利と代金を支払う義務が生じ、それぞれ義務を履行する責任が生じます。

もし、結んだ契約の内容がきちんと実行されない、例えば、代金を支払ったのに商品がもらえない、事前にアパートの家賃を支払っているのに別の人が住んでいたなどといったことが当たり前になる社会だったら、どのような事態になるのでしょうか。そのような社会であれば、安心して、物を買ったり、アパートを借りたりといった経済活動ができなくなってしまいます。

また、売主や貸主の立場から考えても、商品を引き渡したのに代金を支払ってもらえない、アパートを貸したのに家賃を支払ってもらえないなどといったことが当たり前になる社会であれば、誰も物を売ったり、貸したりしようとは考えなくなるでしょう。

そのようなことにならないよう、皆が安心して契約を結ぶことができるように、契約が成立した以上は、両当事者にそれぞれ義務を履行する責任が生じるのです。

同じ理由から、一度成立した契約を当事者いずれかの都合で解消することは、原則としてできません。

もっとも、このような考え方は、契約を結ぶ時点で、両当事者が自分の意思で合意して契約をしていることが前提となっています。

ですから、契約した時点で、どちらかの意思が不完全であれば、意思表示が合致したとはいえず、その契約は解消できることになります。

### 3 実質的な平等を図るための例外

契約自由の原則は、対等な個人同士の契約を前提としています。しかし、現実の社会に目を向けると、必ずしも、対等な個人の間でばかり契約が行われているとは限りません。例えば、一般の消費者と事業者との間には、商品に対する情報の質や量、交渉力に格段の差があることは明らかです。

消費者などの社会的・経済的弱者に一定の保護を与えることなく、対等な個人を前提とする契約自由の原則を徹底すると、事業者などの社会的・経済的強者にとって有利な契約ばかりが成立しかねず、かえって不平等や不公正な結果となってしまいます。

そこで、実質的な平等を図り、社会的・経済的弱者を保護するために契約自由の原則が修正（制限）され、当事者が合意した内容であっても、契約として効力を生じなかったり、契約の解消が認められたりと、例外的に特別な制度が設けられています。

- 消費者と事業者との間の情報の質・量、交渉力の格差に着目して、消費者を保護し、事業者との間での実質的な平等を図るために設けられた制度・規定





→クーリング・オフ制度（特定商取引に関する法律），事業者の不当な勧誘や契約条項から消費者を守るための規定（消費者契約法）

●労働者を保護し，雇用者との間での実質的平等を図るために設けられた規定

→労働基準法，最低賃金法

これらの特別な制度によって，社会的・経済的弱者を保護するための様々な手当が行われています。

このような社会的・経済的弱者を保護するための特別な制度を授業で取り上げる際には，

●契約は身近なものであり，人々の生活を豊かにするものであること

●契約の基本的な考え方として，契約自由の原則があること

●契約の内容は守らなければならない，一度結んだ契約は原則として解消できないこと

を前提として，「なぜ契約自由の原則に例外があるのか」を考えさせた上で取り上げると，生徒の理解がより深まるものと思われます。

※ 参考：消費者教育に関するウェブサイト

消費者庁ホームページ <https://www.caa.go.jp/>



ワークシート1



年 組 番 氏名

仲間募集

僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集します！

村から鬼ヶ島までは船で移動します。船の中での仕事はありません。

報酬は、1日当たりきびだんご10個です。

行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払いします。

桃太郎

募集要項

鬼退治なんて、やりがいのある仕事だし、やってみたいな。船での移動中は、本でも読んでのんびりしようかな。



募集要項を見たサルを考え

問1 契約書を作ってみよう。

契 約 書

合意事項1. サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする。

合意事項2. 桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う。

合意事項3. ....

.....

.....

合意事項4. ....

.....

.....

合意事項5. ....

.....

.....

**問2** 契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定したとき、次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。

- ① 鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたところ、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。サルが「募集要項には、船中での仕事はないと書いてあったから、やりたくないよ」と答えたところ、桃太郎は、「船での移動期間もきびだんごを払っているのだから、このくらいやってくれてもいいだろう。やってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わないよ」と言った。

**Q1** サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。

- 洗濯をしなければならない       洗濯はしなくてもよい

(そう考えた理由)

**Q2** サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。

- 支払う必要がある       支払う必要はない

(そう考えた理由)

お互いが納得する契約内容をグループで考えてみよう！！



② 鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは、同じように募集要項をみて鬼退治に参加したキジと知り合った。

キジと話す中で、サルは、キジが毎日15個のきびだんごをもらっていることを知った。サルは怒り、桃太郎に、「同じ仕事をするのにキジが15個で、私が10個というのは不公平だ。今後は、私にもキジと同じ15個のきびだんごをちょうだいよ。くれないのなら、この契約は解消する」と申し出た。しかし、桃太郎は、「サルは1日10個で納得したんだから、今後もそれしか払えないよ」と答えた。

**Q1 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。**

支払う必要がある      支払う必要はない

(そう考えた理由)

**Q2 キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。**

解消することができる      解消することはできない

(そう考えた理由)

このトラブルを防ぐ方法はなかったのだろうか…?? 考えてみよう!!

- ③ サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に「平和な村に衝撃！鬼一家にけがをさせ、金品を奪った桃太郎一派の凶行」という記事が載っていて、桃太郎が以前から鬼に対して強盗をしていたことを知った。驚いたサルは、桃太郎に、「悪い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思って応募したんだよ。平和に暮らしている鬼に乱暴するなんて知っていたら、応募しなかったよ。こんな仕事はできないから、この契約は解消したい」と申し出た。しかし、桃太郎は、「鬼を倒しに行くという仕事内容自体は一緒じゃないか。その仕事内容に納得して契約したんだから、契約の解消はできないよ」と答えた。

□ サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。

解消することができる

解消することはできない

(そう考えた理由)

このトラブルを防ぐためには何が必要だったのだろうか？